

§ 3. その他

(1) 判定済み案件の変更処理について

当協議会において取得した耐震診断及び耐震改修計画の判定書（以下「既判定書」という。）に、補強計画の見直しによる変更が生じる場合の取扱いについては、事務局に相談してください。（変更内容の既判定書への影響度合いにより、処理手続き及び手数料が違います。）

(2) 申込みの取下げについて

申込者の都合により、審査中に判定を取下げの場合は、取下げ理由を明記した「申請取下届（任意書式）」を提出していただきます。この場合、開催済みの部会にかかる実費相当額を手数料として徴収いたします。

(3) 判定期間及び業務期日の延期について

申込者・診断者の都合により判定期間が判定部会の初回開催日より6ヶ月を経過する場合には事務局と期日延期等の調整をしてください。内容によっては、審査打ち切りとなります。この場合、開催済みの部会にかかる実費相当額を手数料として徴収させていただきます。

調整の結果、期日延期の合意が得られた場合には延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（任意書式）」の提出をお願いいたします。

(4) 特定行政庁への確認等について

法令違反に係る調査が行われている建築物等でないこと、係争中の案件ではないことを確認してください。